



2015年度第3号 2015年11月30日

島根大学職員組合広報部

内線 (9)2198, ダイヤルイン 0852-32-6407

E-mail shimane-uu@soc.shimane-u.ac.jp<http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>

2015年度の組合ニュース第3号をお届けいたします。第3号の記事は、①第1回団体交渉報告、②労働環境問題に関する学習会報告、③全大教中・四国地区単組代表者会議について、④組合レク報告、⑤教研集会のお知らせ、です。

第1回団体交渉を行いました

職員組合中央執行委員会は、8月4日の大学側からの回答をふまえ、なかでも早急に解決すべき問題として、「55歳以上昇給停止問題」と、「職員の個人評価及び労働環境」の2点について要求書（10月15日付け）を提出し、11月16日に団体交渉を行いました（詳細は組合HP参照）。本部からは、藤田理事・松浦理事・山本総務部長・吉田人事労務課長をはじめ7名、組合からは、役員をはじめ13名が出席しました。なお今回は、元中執三役の田中則雄さんと石賀裕明さんにも、オブザーバーとしてご出席いただきました。

1. 55歳以上昇給停止問題について

今回の組合側からの要求は、（1）2014年4月17日付けの島根県労働委員会によるあっせん「合意書」、（2）2014年11月26日付けで学長と職員組合中央執行委員長が取り交わした「確認書」、（3）2015年2月24日付けで中央執行委員長より学長にあてた「平成27年2月17日の労使交渉での提案について（回答）」にもとづき、2013年度実施の55歳以上職員昇給停止による不利益分の代償措置について、あらためて臨時給与或いは手当支給による金銭的解決を求めたものです。しかも、早期妥結の実現を最優先し、大学の財政面にも十分配慮して、措置の範囲を規則改正時点における対象者に限定する、大幅な譲歩案を提示しました。

しかし藤田理事は、人事院勧告準拠の原則を理由に、8月4日の回答を変更しない旨の説明をされました。すでに組合側が拒絶したはずの、金銭的手段を含まない代償措置（代休、研修・研究費、カウンセリングによる代償措置）を、あらためて提案されたこととなります。のみならず、そもそも55歳以上昇給停止が不利益変更であったことについても、「不利益変更であったかどうかは留保したい、持ち帰って確認する」と回答されました。2年近くにおよぶこれまでの交渉の前提認識をくつがえすかのような発言には、しばし呆然と立ちすくむような思いがいたしました。現執行部において、本当に真剣な検討がなされたのか、疑念を懐かざるをえませんでした。

55歳以上昇給停止問題についての組合側の一貫した主張は、給料の問題は給与で解決してほしいという点に尽きています。それが、法的には何ら問題がなく、学長判断によって可能であることは、本年2月17日の交渉時に旧執行部も認めていたことです。したがって、組合としては到底受け入れることはできず、あらためて検討のうえ回答するよう要求しました。「改革」を迫られているこの重要な時期に、ただでさえ疲弊している教職員の信頼を損うような対応を今後も続けられるのであれば、本学全体の将来にも大きな禍根を残しかねません。現執行部に、これまでの経緯をふまえて真摯に対応

する姿勢が見られなかったことは、きわめて遺憾です。

2. 職員の個人評価及び労働環境について

2点目の要求については、おおむね以下のような回答と、応答がなされました。

- 1) 評価者訓練の受講を義務づけること、および初回受講者の合同訓練を実施することについて、いずれも要求どおりに行う、との回答があった。したがって今後は、具体的な進捗状況について継続的に確認していくこととした。
- 2) 被評価者・評価者の意見聴取を定期的に行って評価制度の見直し又は改良を行うことについては、アンケート方式なども含めてこれから素案を作成する、との回答を得た。したがって今後は、具体的な進捗状況について継続的に確認していくこととした。
- 3) 超過勤務の縮減については、超勤申請を促す指導を実施しているし、この問題を検討するワーキンググループも立ち上げている、との説明があった。また、出雲キャンパスにおいてPCログ記録による勤務時間把握を取りやめた経緯については、2008年7月から実施したが、職員にとっても煩雑であり、正確な実態把握にもつながらなかったため、2014年7月以降廃止したと説明された。
- 4) 病休者へのケアと再発防止については、産業医との面接を促し、主治医・保健管理センターと連携しながら復職を促したい、との回答があった。組合側からは、組織全体の問題として対策を考えるべきではないかとの意見が出されたが、これに対しては勤務条件の改善に努めたい、との発言にとどまった。

なお、このたびの人事院勧告による公務員給与引き上げに関して、藤田理事は、人勸準拠が原則であるが経営判断による変更もありうると発言されました。これは、交渉の冒頭で、本学における人勸準拠の必要性を詳細に説明されたことと、大きく相違しています。

大学側に対しては、これ以上教職員の不信感を増幅しないよう、誠実で真摯な対応を強く求めています。

長谷川博史

労働環境問題に関する学習会を開催しました

去る10月21日(水)、本学保健管理センターにおいて開催された学習会についてご報告いたします。

中央執行委員会では、センター所属教員をはじめとする多様な雇用形態の教職員のなかに、病欠・離職される方が跡をたたない状況であるため、最新の情報を組合役員で共有し、その原因や課題を考える機会として、学習会を開催しました。当日は、保健管理センターの荒川長巳さんに現状をお話しいただき、出席者(中執三役・中執委員・各支部長)との質疑が交わされました。

それによると、年間の教職員相談件数(松江事業所)は、2011年度以降、それ以前と比べてほぼ倍増しており、大変深刻な状況であることがよくわかりました。荒川さんは、これは大学全体の構造的な問題であり、組織を変え、教員の意識を変えなければ、解決は困難であると指摘されました。特に孤立化しやすい小規模な部署が増えており(事務、センター、新学部など)、人が減って仕事が増えれば、問題が深刻化するのとは当たり前であるとも述べられました。

ご指摘いただいた点を今後の対策に活かせるよう、引き続き検討していきたいと思っております。

長谷川博史

全大教中・四国地区単組代表者会議について

10月31日（土）～11月1日（日）、岡山市で開催された標記の会議に出席しました。

この会議は、秋・冬季の取り組みに向けた相互交流を目的として、全大教が毎年この時期に全国各地別に開催しているものです。今年度は、中四国地方8大学（島根・鳥取・岡山・山口・香川・徳島・愛媛・高知）の教職員組合役員13名が出席し、全大教中執の中富公一委員長・森戸文男副委員長等からの提起をふまえて、各単組報告と質疑応答が行われました。取り上げられた内容は多岐にわたりますが、主なものを報告します。

（1）賃金・労働条件

本年度の人事院勧告は、行政職俸給表（一）で2015年4月に遡及して一律1,100円引き上げとなっている。人勧準拠に法的根拠はなく法人単位での労使自治が基本原則ではあるものの、人事院勧告をふまえて遡及引き上げを前提に交渉してよい状況である。多くの法人職員の賃金は低いままであり、ラスパイレス指数に対する法人の理解も不十分で、賃金水準の認識を変えるべきだ。また、人事院勧告は最低ラインであり、大学の教職員が人事院勧告を知らされないことにも問題がある、との意見も出された。

なお、運営費交付金が減少しても給与増が実現できるのかという問題については、大学によって実は財源の豊富などもあるが、大学全体の財務を把握しないと交渉しきれるものではなく、代償措置も重要となるだろう、といった意見が出された。

（2）組織強化・組合員加入促進

全大教結成時には30,000人規模であったものが、現在では10,000人余に減少しており、財政的にも非常に厳しい。各単組の状況は、職域や各セグメントごとに組織率の偏りが著しく、それぞれ全く異なる状況にあるものの、全体としては明らかな加入者減少傾向にある。そのため従来以上に、広報活動や後継者育成に工夫が必要であり、また県労連・他大学教職員組合との相互協力の可能性など、組織にこだわらない考え方も必要かもしれない、といった意見が出された。

（3）大学・高等教育、平和・民主主義・人権

現在の大学を取り巻く情勢に関して、安倍内閣の教育改革、高大接続改革、根拠なき3類型化、実践力重視・学術軽視、第3期中期目標期間における交付金見直し、国旗・国歌問題など多岐にわたる問題を取り上げて、意見交換を行った。特に、大学間連携・連合、経営人材育成、フロンティア形成（特定研究大学、卓越大学院、卓越研究員の制度）などが議論されはじめており、財務省は法人自己収入割合を50%とする目標設定を要求して文部科学省と対峙するなど、大学「改革」の流れはとどまるところを知らない情勢である。こうした情勢は明らかに大学を疲弊させており、豊田長康氏（国立大学協会政策研究所所長）が、「国立大学の論文数の停滞・減少をもたらした主因は基盤的研究資金の削減」であり、重点化（選択と集中）のための研究資金獲得が論文生産性を低下させ、「国際競争力を一層低下させたことが示唆される」と報告していること、などが紹介された。また、安保関連法案をめぐる各大学内の状況についても、情報交換した。

各単組からは、現今の大学「改革」について、高等教育機関の実質的な機能・役割を大きく損う危機的な状況が次々と報告された。同時に、それぞれの立場や直面している課題は多様であり、協力の難しさも浮き彫りにされた。いずれにせよ、このような時期であるからこそ、多面的な情報交換の場が必要であることをあらためて痛感した。

以上、今回の会議の要点と思われる内容について、簡単にご紹介しました。

なお 10 月 31 日には、同会場において第 57 回全大教中国四国地区協議会単組代表者会議（今年度の事務局は島根大学）も開催され、第 26 回全大教中国四国教研集会（担当校は山口大学）の日程等について協議がなされました。あわせて、ご報告申し上げます。

長谷川博史

組合レク報告

11 月 14 日（土）に組合レクレーションを開催しました。参加人数は、大人 19 人、子ども 12 人合計 31 人の参加でした。今回は、未組合員の方もお二人参加があり、ワイワイ楽しく出発しました。前日から雨が降り続き、当日も出発直前まで小雨。。どうしようか悩んだ挙句、りんご狩りは中止にしましたが、大山へ近づけば近づくほど晴れ間が出てくる有様。判断って難しいですね。りんご狩りが出来なかったのは残念でしたが、お菓子の壽城へ行ってお菓子の試食を楽しみ、子どもたちはお菓子工場の製造ロボットにくぎ付け。この後、りんご狩りの時にやるはずだったりんご狩り競争の代わりに、子どもじゃんけん大会を車内で開催。それぞれ優勝者と 2, 3 位のお子ちゃまには景品がプレゼントされました。



その後、昼食まで時間があつたので、途中大山ガーデンプレイスに立ち寄り、野菜の産直ならではの新鮮なお野菜と手ごろな値段に驚き、ここで色々買う人も多かったです。

昼食のガンバリウスでは、G ビール飲み放題で皆さん楽しんで飲まれていましたが、もう少し時間が欲しかったという声も。ここでたくさん飲まれた方は、次の温泉が辛かったかもしれません。

豪円湯院では、内藤委員長おすすめの豆腐ケーキを買う人もあり、我が家も買ってお土産としました。温泉に来た頃から大山は雨が降り始め、この時間を使ってブラブラと散策を楽しもうと思って楽しみにしていた方には残念でした。

我が家も、子ども二人と参加しましたが、内藤委員長に助けていただき、拙いお世話係でしたが楽しく過ごすことができました。まじめな話ばかりではなく、時にはこうして組合員同士、また未組合員の方も含めて、一緒に楽しい時間を過ごすことは大切なことだなと、あらためて実感した一日でした。

小林奈緒子

教研集会開催のお知らせ

～大学改革時代における教職協働 in 島大～

今年の教研集会は 12 月 11 日（金）に開催されます。全体テーマは「大学改革時代における教職協働 in 島大」です。教職協働を目指したコミュニケーションの深化をねらったものです。大会後には忘年会もごぞいます。こちらでも交流を深めましょう。